

農地法第 3 条の 3 の規定による届出書

下記農地（採草放牧地）について、**相続** により **所有権** を取得したので、農地法
第 3 条の 3 の規定により届け出します。

令和 元 年 5 月 1 日

太田市農業委員会長 様

住所 **太田市浜町 2 - 3 5**
氏名 **太田 太郎** 印

記

1 届出者の氏名等

	氏 名	住 所	国籍等	在留資格又は 特別永住者
届出者	太田 太郎	太田市浜町 2 - 3 5	日本	

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面 積 (㎡)	備 考
	登記簿	現 況		
太田市新田金井町 2 9	田	田	9 9 7	

3 権利を取得した日

令和 **元**年 **5**月 **1**日

4 権利を取得した事由

相続

5 取得した権利の種類及び内容

所有権 **農地を耕作している**

6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

無

農地の相続等の届出のお願い

相続等により農地を取得された方は、農地の所在する市町村農業委員会へその旨（農地の相続等による取得）を添付の届出書「農地法第3条の3の規定による届出書」により、届け出る必要があります。（記載例を参照してください。）

つきましては、相続等により農地を取得された方は添付の届出書に記載し、下記の太田市農業委員会事務局へ届出をお願いします。

○ 届出をする人

相続等により太田市内の農地を取得された方

○ 届出に必要な書類

・ 農地法第3条の3の規定による届出書

○ 届出期限

死亡届を提出してから概ね10カ月以内

○ 届出をする場所

太田市農業委員会事務局

住 所 太田市新田反町町879番地 エアリスアグリ

電 話 0276-20-9715

農地の相続等の届出制度の創設

- 相続等農地法の許可を要しない権利取得について、権利を取得した者は、農業委員会にその旨の届出をしなければなりません。（農地法第3条の3）

